

男性も育児休業を！

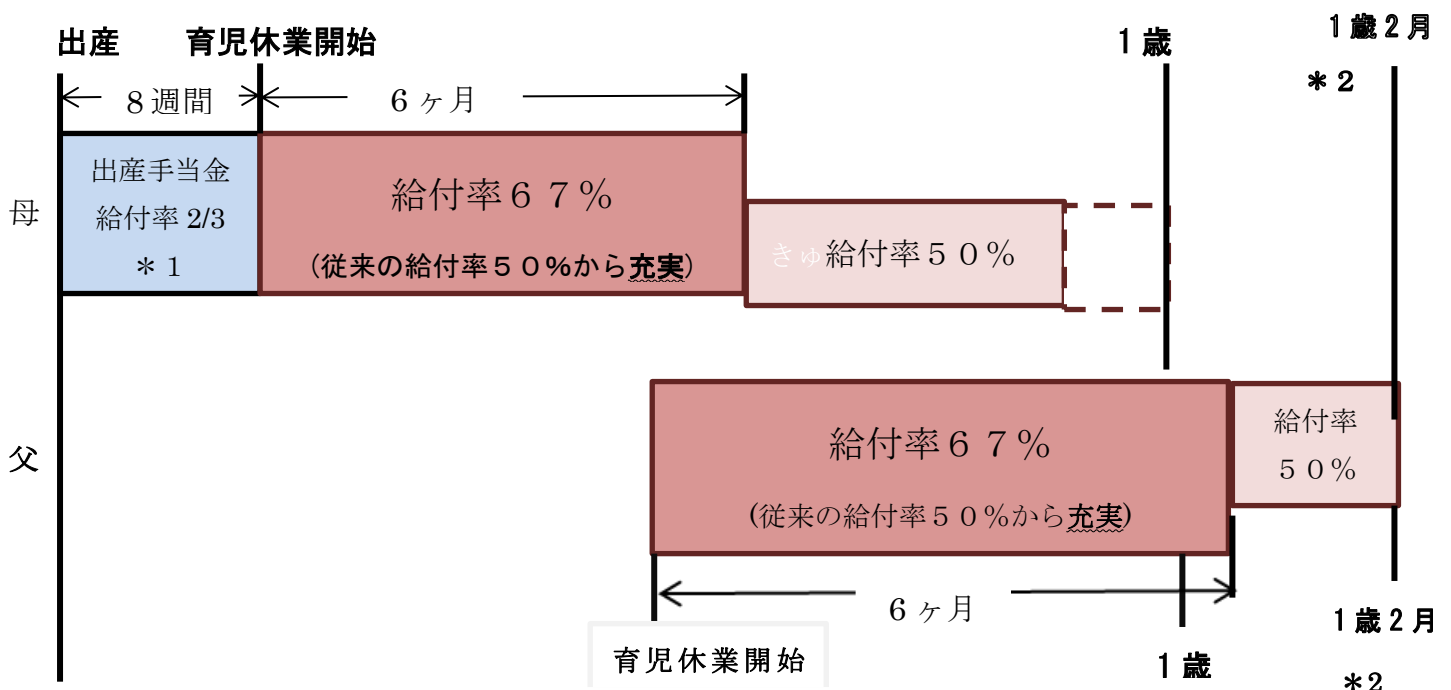
育児休業給付割合が引き上げられます

～平成 26 年 4 月 1 日施行～(予定)

改正の趣旨・内容

男女ともに育児休業を取得することを更に促進するため、育児休業給付（休業開始前賃金の 50% を支給）について、休業開始後 6 月につき、給付割合を 67% に引き上げる。

【男女ともに平成 26 年 4 月 1 日以降に育児休業を取得する場合の給付イメージ】



- * 1 健康保険等の被用者保険より、産前 6 週間、産後 8 週間において、1 日につき標準報酬日額の 2 / 3 相当額が出産手当金として支給される。
- * 2 同一の子について配偶者が休業をする場合については、子が「1 歳 2 ヶ月」に達するまで支給（パパ・ママ育休プラス）。
- * 3 子が 1 歳（又は 1 歳 2 ヶ月）を超えても休業が必要と認められる一定の場合（保育所に入所できない場合等）については「1 歳 6 ヶ月」まで支給。
- * 4 育児休業給付は非課税となっていること、また、育児休業期間中には社会保険料免除措置があることから、休業前の税・社会保険支払後の賃金と比較した実質的な給付率は 8 割程度となる。

厚生労働省神奈川労働局発表
平成26年3月27日

担 当	神奈川労働局雇用均等室
	室長 白髭かすみ
	地方育児・介護休業指導官 浦田 恵
	電話 045-211-7380

くるみんマーク認定の交付式が開催されました！

平成26年3月6日、神奈川労働局局長室において、くるみんマーク認定の交付式が開催されました。



くるみんマーク認定企業、行動計画の取組結果は以下のとおりです。

- | | |
|------------|---|
| ○企業名 | 株式会社アルプス技研 |
| ○事業内容 | 技術者の派遣事業 |
| ○常時雇用する労働者 | 2283人（男2090人 女193人） |
| ○行動計画期間 | 平成23年12月～平成25年11月（2年間） |
| ○行動計画目標 | |
| →取組結果 | <ul style="list-style-type: none">・子の看護休暇の増加→子1人につき年10日まで取得可能・育児短時間勤務の延長→子が小学校3年生の終期まで・育児休業期間の延長→特定の事由がある場合に2歳まで取得可能 |
| ★特筆すべき事項 | <ul style="list-style-type: none">・行動計画期間内に<u>男性の育児休業取得者が4人</u>
女性の育児休業取得者18人（取得率100%）・男性の<u>育児休業取得期間が 2週間、3ヶ月、10ヶ月、1年</u>
と比較的長期
(平成24年度雇用均等基本調査によると、男性育児休業取得期間「5日未満」が41.3%と最も高く、1ヶ月未満が7割を超えている。) |